

建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの進捗状況

1. 主な検討内容と状況

(1) 概要

一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準の適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が平成 27 年 7 月 8 日に公布。本法に基づく基準について整備する必要があることから、本ワーキンググループで検討。

※国土交通省「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会」と合同開催。（第 6 回（8 月 2 0 日）・第 7 回（9 月 1 1 日）・第 8 回（1 1 月 1 6 日））

【検討事項】

建築物省エネ法に係る以下の基準の整備

- ①エネルギー消費性能基準（適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、表示制度）
- ②誘導基準（性能向上計画認定・容積率特例）
- ③住宅事業建築主基準（住宅トップランナー制度）

(2) 検討状況

基準の体系については、原則として、省エネ法の現行の建築主等の判断基準（H25 基準）の体系を継承しつつ、以下について見直しを実施。

<適用する基準及び基準の水準について>

		エネルギー消費性能基準		誘導基準		住宅事業建築主基準
		法施行(H28.4.1)後に新築された建築物	法施行の際現に存する建築物	法施行(H28.4.1)後に新築された建築物	法施行の際現に存する建築物	上段:~H31年度 下段:H32年度~
非住宅	一次エネルギー消費量基準	H25基準と同水準	H25基準+10%	H25基準-20%	H25基準と同水準	—
	外皮基準	—		H25基準と同水準	—	—
住宅	一次エネルギー消費量基準	H25基準と同水準	H25基準+10%	H25基準-10%	H25基準と同水準	H25基準-10% H25基準-15%
	外皮基準	H25基準と同水準	—	H25基準と同水準	—	— H25基準

※住宅事業建築主基準については、平成 28 年度にパブリックコメントを実施し審議を行う予定。

2. 今後の予定

- ・平成 28 年 1 月頃 政省令・告示公布予定
- ・平成 28 年 4 月頃 第 1 弾施行（基本方針、性能向上計画認定・容積率特例制度、表示制度等）
- ・平成 29 年 4 月頃 第 2 弾施行（適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、大臣認定制度、住宅トップランナー制度等）

建築物エネルギー消費性能基準等WGについて

平成27年12月15日
資源エネルギー庁

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

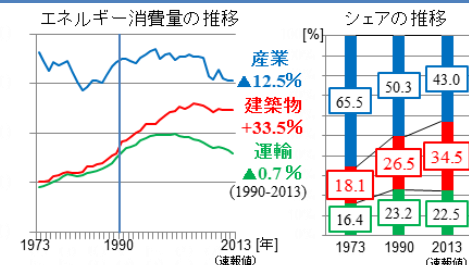
(平成27年法律第53号、7月8日公布)

＜施行予定日:規制措置は公布日から2年以内、誘導措置は1年以内＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

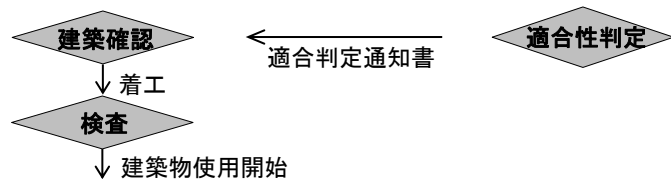
特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。

建築主事又は指定確認検査機関

所管行政庁又は登録判定機関



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令: 300㎡) ※特定建築物を除く

届出

- 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
- ＜省エネ基準に適合しない場合＞
必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 *住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

- 住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
- ＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞
一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

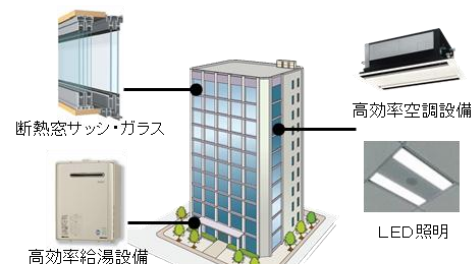
建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

省エネ法と建築物省エネ法の比較概要（新築に係る措置）

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律		建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	➔	特定建築物 適合義務 【 建築確認手続きに連動 】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	➔	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、 勧告 】	➔	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、 指示・命令等 】
	住宅			
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築主 (住宅トッパーナー)	努力義務	➔	努力義務
		努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】	➔	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】

建築物省エネ法に基づく基準の水準について(案)

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出・指示、 省エネ基準適合認定表示)		誘導基準 (性能向上計画認定・容積率特例)		住宅事業建築主 基準
		建築物省エネ法 施行(H28.4.1)後に 新築された 建築物	建築物省エネ法 施行の際現に存 する建築物	建築物省エネ法 施行(H28.4.1)後に 新築された 建築物	建築物省エネ法 施行の際現に存 する建築物	上段: ~H31年度 下段: H32年度~
非住宅	一次エネ ^{※1}	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮: PAL*	—		1.0	—	—
住宅	一次エネ ^{※1※2}	1.0	1.1	0.9 ^{※3}	1.0	0.9
						0.85
	外皮: 住戸単位 ^{※4} (UA, ηA)	1.0	—	1.0	—	—
						1.0

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求める方向で検討。

※3 今後、約束草案の実現に向けて、住宅の省エネ基準への適合状況等を勘案しつつ、早期に非住宅同様0.8とする等、住宅の省エネルギー性能の向上に向けた取組について検討。

※4 外皮基準については、H25基準と同等の水準。

「モデル建物法」は、建物用途毎に建物形状や室用途構成などを仮定し(これを「モデル建物」という。)、このモデル建物に対して、評価対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用することにより、基準適否の判断を行う方法。

	現 状	今後の扱い(案)
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積が<u>5,000㎡以下</u> ● <u>個別分散空調方式のみ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 面積要件なし(<u>規模要件撤廃</u>) ● <u>中央空調方式も可</u>
モデル用途	<p><u>8用途</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等 ● ホテル等 ● 病院等 ● 学校等 ● 物販店舗等 ● 飲食店等 ● 集会所等 ● 工場等 	<p>⇒ 左記8用途に加え、<u>下記7用途を追加(計15用途)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅館等 ● 診療所等 ● 幼稚園等 ● 大学等 ● 福祉施設等 ● 小規模物販等 ● 講堂等
備考	<p>・学校の講堂(体育館)や宴会場付ホテルについては、エネルギー消費量の評価上、類似な用途が8モデル用途になかったため、通常の計算法による評価を原則としている。</p>	<p>・15用途とすることで、<u>あらゆる用途</u>についてモデル建物法の<u>適用を可能</u>とする。</p> <p>・建築物省エネ法の誘導基準等においても、適用可能とする。</p>

※省エネ法に基づく届出等についても反映予定

非住宅建築物の省エネ基準の概要

【一次エネ：平成25年4月1日施行(経過措置1年)】
【PAL*：平成26年4月1日施行(経過措置1年)】

見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

- ・外皮性能の重要性や温熱環境の確保の観点から、**H11省エネ基準レベルの断熱性等を求める。**
- ・ただし、指標については一次エネルギー消費量と整合を図るため、PALからPAL* (パルスター)へ見直す。

+

○一次エネルギー消費量に関する基準

- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
 - ・空調
 - ・照明
 - ・換気
 - ・給湯
 - ・昇降機
- ・太陽光発電等による創エネルギーの取組

総合的に評価

(参考)H11省エネ基準

○外壁や窓の断熱性と空調、照明、換気、給湯、昇降機の設備の効率を個別に評価

◇外壁、窓等

- ・断熱材による外壁の断熱性強化等

◇空調設備

- ・空調機、熱源機の高効率化等

◇照明設備

- ・高効率照明器具の導入等

◇換気設備

- ・インバータによる風量制御等

◇給湯設備

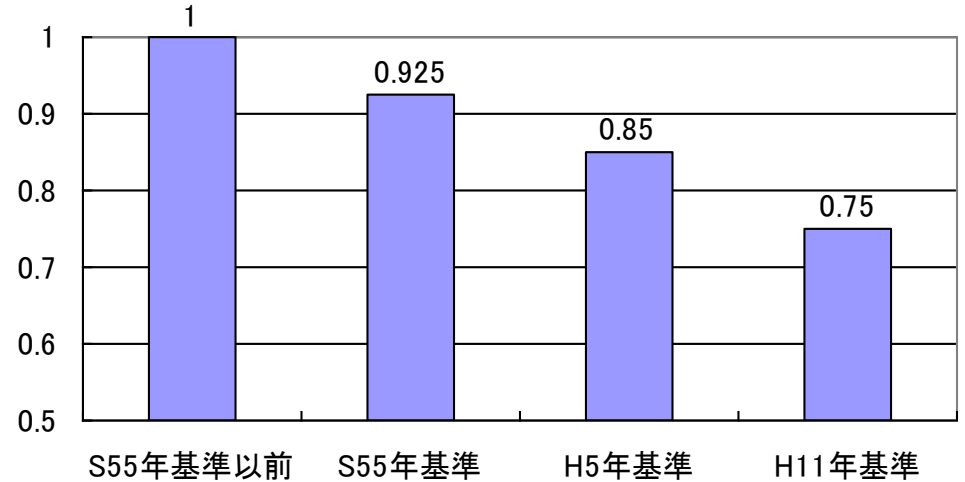
- ・高効率給湯器の採用等

◇昇降機

- ・速度制御方式の導入等

それぞれ個別評価

○昭和55年に制定され、平成5年、平成11年に順次強化



※S55年基準以前(従来型)の建築物におけるエネルギー消費量を1としたとき、それと同等の室内環境等を得るために必要なエネルギー消費量(エネルギー消費指数)

住宅の省エネ基準（省エネ法）の概要

見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、**H11省エネ基準レベルの断熱性等を求め**る。

○一次エネルギー消費量に関する基準

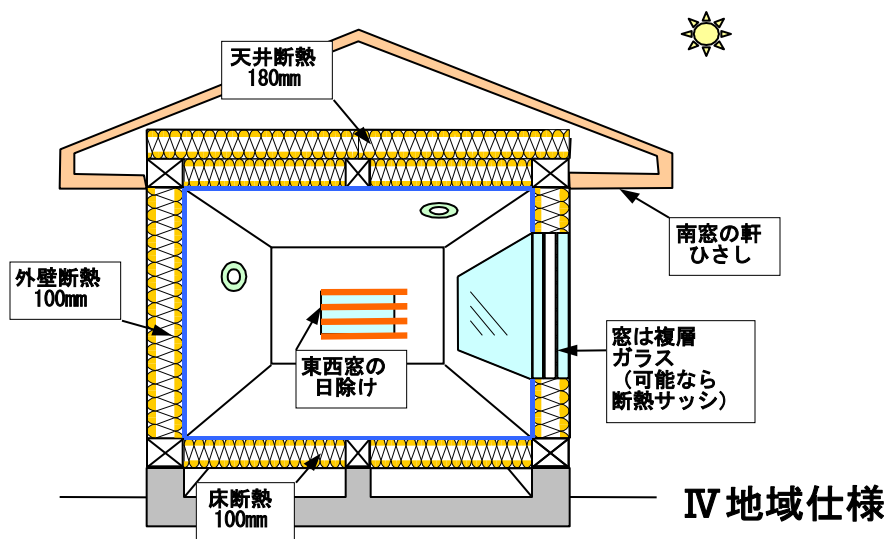
- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
- ・暖冷房
- ・給湯
- ・換気
- ・照明
- ・太陽光発電等による創エネルギーの取組

+

総合的に評価

(参考)H11省エネ基準

○外壁や窓の断熱性を仕様等により評価



○昭和55年に制定され、平成4年、平成11年に順次強化

●年間暖冷房エネルギー消費量※の試算

